

第3章 計画の内容

男女共同参画社会とは、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」と、男女共同参画社会基本法で定められています。男女共同参画社会の実現に向けて、人権尊重意識や男女平等意識の啓発・理解促進を図り、誰もが尊重され、個性や能力を十分に発揮し、健康に暮らせる環境づくりを進めます。

■方針 1 人権尊重・男女平等意識の啓発

人権尊重意識や男女平等意識の周知・啓発、学校教育における理解促進に努めます。また、性的マイノリティへの理解促進や、当事者が直面している困難の解消に向けた支援体制を充実させます。

指標

No.	項目名	現状値 (令和元年度)	数値目標 (令和12年度)
1	『社会通念・習慣など』で男女の地位は平等である」とする市民の割合	16.3%	30.0%
2	性別による固定的な役割分担意識に同感しない子どもの割合	中学生 60.6% 小学生 40.6%	それぞれ 80.0%

施策 1 人権尊重意識の啓発・性別による固定的役割分担意識の解消【重点項目】

No.	事業名	事業内容	担当課
1	研修会・講演会等の開催	人権に関する研修会・講演会等を開催し、市民の理解を深め、差別は不当なものという人権尊重意識を持てる人づくりに努めます。	総務人権課 生涯学習課
2	広報紙やホームページ等による啓発	広報紙やホームページ等を活用し、人権尊重意識の啓発、性別による固定的な役割分担意識、アンコンシャス・バイアス（無意識の偏見）を生じさせない啓発、表現ガイドを用いて男女平等の視点での表記の徹底を図ります。	総務人権課 秘書広報課 生涯学習課
3	男女共同参画情報紙「おるご〜る」の発行による啓発	男女共同参画について理解を深めるため、継続的に情報紙を発行し、より多くの市民に周知します。	総務人権課
4	市職員・教職員に対する啓発	人権問題及び性別による固定的な役割分担意識解消の重要性について理解を深めるため、市職員・教職員を対象とした研修等を行います。また、無意識のうちにジェンダーにとらわれた指導等が行われないよう、研修等を通じて、教職員の意識向上を図ります。	総務人権課 職員課 学校教育課

施策2 多様な性・多様な生き方への理解の促進

No.	事業名	事業内容	担当課
5	申請書・証明書等の公文書における性別記載欄の見直し	市で取り扱う申請書や証明書など各種書類にある公文書のうち、法律・政令等で定められているものを除き、不必要な性別記載欄を削除します。	総務人権課
6	研修会等の開催、広報紙やホームページ等による啓発	性的マイノリティについて理解を深めるため、研修会の開催や、広報紙・ホームページ等を活用し、啓発を行います。必要に応じて職員対応マニュアルを作成し、周知を行います。	総務人権課
7	啓発・相談体制の充実	女性であることで更に複合的に困難な状況に置かれている場合等について、人権教育・啓発活動の促進や、人権侵害の疑いのある事案を認知した場合、調査救済活動を進め、相談体制を充実させます。	総務人権課 学校教育課

施策3 男女平等教育の推進

No.	事業名	事業内容	担当課
8	学校教育全体を通じた指導の充実	児童生徒の発達段階に応じて、学校教育全体を通じた指導の充実を図るとともに、日常の学校の教育活動やキャリア教育・進路指導などの様々な場面での性別に基づく固定的な考え方や役割分担等の見直しを図ります。	学校教育課
9	家庭や地域社会等の理解と協力	学校教育の目標や育むべき資質・能力を家庭や地域社会と共有したり、地域の教育資源を活用し、連携して育む「社会に開かれた教育課程」を推進するとともに、「子ども大学わこう」など、社会教育や生涯学習と連携し、男女共同参画を進める意識づくりに努めます。	学校教育課 生涯学習課

■方針2 生涯を通じた健康支援

望まない妊娠に関する相談の増加が社会問題となっていますが、あらゆる世代が、性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス/ライツ^{※10}）について関心を高め、正しい知識が得られるよう、情報提供の充実に努めます。

また、女性に対して、妊娠・出産・子育てを支える切れ目のない支援体制の強化、ライフステージに応じた健康支援、スポーツ分野における男女共同参画を推進します。

指標

No.	項目名	現状値 (令和元年度)	数値目標 (令和12年度)
3	「性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス/ライツ）」を知っている割合	4.3%	20.0%

施策1 リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康と権利）についての意識啓発

No.	事業名	事業内容	担当課
10	情報提供体制の充実	あらゆる世代が、性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス/ライツ）について関心を高め、正しい知識が得られるよう情報提供を行います。	総務人権課
11	児童生徒の発達段階に応じた適切な性に関する指導の推進	児童生徒の発達段階を踏まえ、学校教育全体を通じて、心身の発育・発達や病気の予防などに関する知識を確実に身に付けること、生命の尊重や相手を思いやることなどを重視した指導の充実に図ります。	学校教育課

施策2 妊娠・出産・子育てを支える切れ目のない支援体制の強化

No.	事業名	事業内容	担当課
12	妊婦健診、乳幼児健診、こんにちは赤ちゃん訪問などの保健福祉の充実	妊婦健診、乳幼児健診、こんにちは赤ちゃん訪問の内容や未受診者対応等の充実に図り、必要な人は支援事業へつなぐことで、安心安全な子育てができるよう支援します。	ネウボラ課
13	利用者支援事業（子育て世代包括支援センター）の相談支援の充実	子ども家庭総合支援拠点と連携し、妊娠期から子育て期まで継続して相談支援を実施し、必要なサービス調整等を行います。	ネウボラ課 地域包括ケア課
14	喫煙・受動喫煙、飲酒についての正確な情報の提供	喫煙・飲酒について、健康被害に関する正確な情報の提供を行い、喫煙・飲酒が胎児や生殖機能に影響を及ぼすことなど十分な情報提供に努めます。	保健センター
15	男性の子育て参画のための環境整備	産後うつリスクを踏まえ、男性の育児参画を促すために、公園、公共性の高い建築物において、多目的トイレ等の整備を推進します。	資産戦略課 公園みどり課

施策3 ライフステージにおける健康支援

No.	事業名	事業内容	担当課
16	相談体制の充実	女性の健康をめぐる様々な問題について、心の悩みも含めた女性相談の充実に努めます。	市民活動推進課
17	HIV／エイズ等性感染症に関する普及・啓発	HIV／エイズや性感染症の蔓延防止及び感染者への差別・偏見の解消を図るため、正しい知識の普及・啓発を行います。	保健センター 学校教育課
18	更年期の健康支援	性ホルモンの低下や社会的要因の影響により、更年期以降に発生する女性特有の疾患に対応した子宮頸がん・乳がん検診や骨粗しょう症検診を実施し、受診率の向上及び特定健康診査・特定保健指導の受診率向上を図ります。	保健センター

施策4 スポーツ分野における男女共同参画の推進

No.	事業名	事業内容	担当課
19	情報提供体制の充実	アスリート等に対する各種ハラスメントなどについて、スポーツ少年団の指導者・保護者を対象とした研修等を通して、意識向上・啓発を図ります。	スポーツ青少年課
20	運動・スポーツ習慣の推進	生涯にわたる健康づくりのため、運動習慣の定着や身体活動量*の増加に向けた情報と機会を提供します。	保健センター スポーツ青少年課

*身体活動…安静にしている状態より多くのエネルギーを消費するすべての動作のこと。「健康づくりのための身体活動基準2013」において定義。

配偶者や恋人等からの暴力（ドメスティック・バイオレンス、以下「DV」という。）は、犯罪となる重大な人権侵害であり、男女共同参画社会を実現する上で解決すべき重要な課題です。あらゆる暴力の根絶に向けて、暴力を許さない意識の醸成や、幅広い年齢層に向けた周知や教育を進めます。また、DV被害者の相談体制や安全に配慮した保護体制の強化、自立支援の充実を図ります。

■方針 1 暴力の根絶に向けた意識の浸透

さまざまな媒体を活用した広報・啓発活動、若年層に向けた教育・啓発を進め、暴力の防止に向け、意識の醸成を図ります。

指標

No.	項目名	現状値 (令和元年度)	数値目標 (令和12年度)
4	配偶者や恋人間におけるDVに対する認識の割合	身体的97.8% 精神的91.1% 経済的77.6% 性的91.5%	すべて100%

施策 1 DV、児童虐待防止のための意識啓発

No.	事業名	事業内容	担当課
21	広報紙やホームページ等の活用	DV根絶、児童虐待防止に向けて、絶対に許さないという意識啓発を、市民に対して図ります。	総務人権課

施策 2 若年層に対する啓発、教育【重点項目】

No.	事業名	事業内容	担当課
22	学校における人権教育の推進	加害者にも被害者にもならないために、人とのより良い関係（対等、性別による固定的役割を持たないなど）を学ぶなど、人権、男女平等を学習する機会を充実させます。	学校教育課
23	デートDV防止セミナーの開催	男女の対等なパートナーシップを理解し、暴力を伴わない人間関係を構築するよう、交際相手からの暴力の問題について考える機会の拡充、教育・学習の充実を図ります。	総務人権課 学校教育課
24	インターネットの適切な利用や危険性に関する教育・啓発	インターネット上の性的な暴力及びストーカーの被害者にも加害者にもならないために、インターネットの安全・安心な利用やインターネットの危険性に関する教育・広報啓発の充実を図ります。	学校教育課 スポーツ青少年課

■方針 2 相談窓口の充実と周知

DV被害の早期発見と未然防止に向け、関係機関との連携を図り、相談窓口を周知するとともに、二次被害防止のために研修に参加し、職員等の資質向上に取り組みます。

指標

No.	項目名	現状値 (令和元年度)	数値目標 (令和12年度)
5	子ども家庭総合支援拠点の整備数	0 か所	1 か所

施策 1 DV被害者・児童虐待の早期発見と相談体制の充実

No.	事業名	事業内容	担当課
25	DV被害者・児童虐待の早期発見	相談、健診（検診）等の事業において、DV被害者を早期発見するよう努めます。	地域包括ケア課 関係各課
26	相談窓口の周知と充実	DV被害者が孤立して悩むことがないよう相談窓口の周知を図ります。	地域包括ケア課 ネウボラ課 学校教育課 市民活動推進課 総務人権課

施策 2 市職員・相談員の資質の向上

No.	事業名	事業内容	担当課
27	DVに関する研修への参加	市職員や相談員がDV相談に適切に対応するために、DVに関する研修への参加及び情報共有を図ります。	地域包括ケア課

■方針3 DV被害者の安全確保と自立支援の充実

庁内及び関係機関との連携を強化し、DV被害者とその子どもの安全確保と自立、心身の健康の回復に関する支援に取り組みます。

施策1 DV被害者の情報保護の意識啓発

No.	事業名	事業内容	担当課
28	DV被害者の情報保護の意識啓発	DV被害者の情報保護が適正に行われるよう、庁内職員一人ひとりの意識の啓発に努めます。	地域包括ケア課

施策2 DV被害者の安全確保のための支援

No.	事業名	事業内容	担当課
29	緊急時における一時保護の支援	一時保護が実施されるまでの安全を確保するため、同行・助言などの支援を行うとともに、保護施設と連携し、必要な情報を共有します。	地域包括ケア課 社会援護課

施策3 自立に向けた支援

No.	事業名	事業内容	担当課
30	生活支援に関する情報提供及び支援の実施	DV被害者の自立に向け、関係部署が連携を図り、生活支援に関する（経済的支援、住宅確保、就労支援等）情報提供及び支援を実施します。	地域包括ケア課 社会援護課
31	保育・就学等の支援	保育所等・幼稚園・学校・学童クラブ等と連携し、転入園・転入学等の手続きの支援を行います。	保育サポート課 保育施設課 学校教育課

施策4 心身の健康の回復に関する支援

No.	事業名	事業内容	担当課
32	相談窓口の周知と充実	DV被害者及びその子どもの心身の健康の回復のため、相談窓口の周知を図るとともに、精神保健相談などの各種相談事業の充実を図ります。	地域包括ケア課 保健センター 市民活動推進課

施策5 支援体制の強化と関係機関との連携

No.	事業名	事業内容	担当課
33	庁内連携の強化	DV相談及び支援に係る部署で構成する和光市要保護児童対策地域協議会実務者会議を開催し、関係部署の連携を図ります。 また、被害者の意向に応じて情報共有を図ったり、DV被害者の転出入に係る市区町村や近隣市等と連携を図ります。	地域包括ケア課

基本目標 3

あらゆる分野における男女共同参画と女性活躍の支援

性別にかかわらず、あらゆる場面で、誰もが自分の能力を十分に発揮できる環境づくりは、社会全体で取り組むべき重要な課題です。男性中心型労働慣行*を解消し、男女ともに働きやすい環境の整備に取り組むとともに、地域や政治などあらゆる場面で、男女が対等に参画できるよう、女性登用を積極的に推進します。

*男性中心型労働慣行：年功序列、正社員、転勤、長時間労働などの働き方を前提とする労働慣行。

■方針 1 女性の就労・活躍の支援

起業や再就職等、女性のチャレンジを支援し、また、農業など就労の場において、女性が働きやすい環境づくりを推進するため、情報提供、啓発をします。

指標

No.	項目名	現状値 (令和元年度)	数値目標 (令和12年度)
6	多様な働き方実践企業認定数	21件	70件

施策 1 女性の就労・起業支援

No.	事業名	事業内容	担当課
34	研修会等の開催や情報提供	女性の就労をサポートするため、再就職支援のためのセミナー等の開催及び情報提供を図ります。	総務人権課
35	情報提供体制の充実	就職や起業、地域活動等にチャレンジしようと考えている女性を支援するため、情報提供体制の充実を図ります。	産業支援課
36	職場環境改善の推進	埼玉県の認定制度である、「多様な働き方実践企業認定制度 ^{*11} 」を周知し、職場環境の改善を促し、認定企業を増やすことで女性の就労支援を図ります。	総務人権課

施策 2 農業等における男女共同参画の推進

No.	事業名	事業内容	担当課
37	農業等における男女共同参画経営に関する啓発	女性が家族従業者として果たしている役割の重要性が適正に評価されるよう啓発に努めるとともに、男女共同参画推進のため、家族経営協定 ^{*12} の周知など定期的に情報提供を行います。また、女性の活躍推進に取り組む優良経営体の情報を提供します。	産業支援課

■方針2 職場環境の整備促進

男女ともに仕事と家庭生活を両立できるよう、働き方改革や、男性の育児・介護休業の取得等を推進し、職場における環境整備に取り組みます。また、職場における各種ハラスメントの防止や、労働問題の解決のために、研修や相談体制の充実を図ります。

指標

No.	項目名	現状値 (令和元年度)	数値目標 (令和12年度)
7	市男性職員における育児休業取得率の割合	27.3%	40.0%

施策1 労働者の職場環境の整備

No.	事業名	事業内容	担当課
38	労働関連法令の周知	ワーク・ライフ・バランスの実現のため、「労働施策総合推進法」や「女性活躍推進法」、「労働基準法」等の労働関連法令の周知を図ります。	総務人権課 産業支援課
39	長時間労働の是正と多様な働き方改革の推進	労働者が男女ともに職業生活と家庭生活、地域活動に参加できるよう、職場の働き方改革（長時間労働の是正等）を推進し、働きやすい環境を整備します。また、事業所に対してテレワークに対応できるようスキルアップ講座の情報提供などを行います。	職員課 産業支援課

施策2 男性の育児・介護休業制度などの積極的な取得の推進

No.	事業名	事業内容	担当課
40	「男女雇用機会均等法」「育児・介護休業法」等の周知及び推進	男女ともに子育て・介護をしながら働き続けることができるよう、多様な休暇制度の周知や職場環境の改善に取り組みます。	職員課 産業支援課

施策3 男女共同参画を阻害するハラスメント防止の徹底

No.	事業名	事業内容	担当課
41	情報提供体制及び研修の充実	「労働施策総合推進法」により、セクシュアルハラスメント、パワーハラスメント、マタニティハラスメント等の男女共同参画を阻害するハラスメント防止のため、啓発を行います。また、市職員に対して、研修強化を徹底します。	職員課 産業支援課 社会援護課 長寿あんしん課 保育施設課 学校教育課

施策4 労働相談体制の充実

No.	事業名	事業内容	担当課
42	相談体制の充実	職場における差別や各種ハラスメント等の労働問題の解決のため、各種相談体制の充実及び外部相談窓口の適切な運用を図ります。	職員課 産業支援課

■方針3 政策・方針決定の場への女性の参画推進

性別にかかわらず、あらゆる場面に参画するために、企業の役員等や審議会等委員への積極的な女性登用を推進するとともに、人材育成に向けた研修等の実施や、将来を担う若年層への啓発にも取り組みます。

指標

No.	項目名	現状値 (令和元年度)	数値目標 (令和12年度)
8	市の審議会等における女性比率	37.0%	50.0%

施策1 ポジティブ・アクション（積極的に格差を是正する措置）^{*13}の推進

No.	事業名	事業内容	担当課
43	方針決定の場への女性の参画促進	役員等への女性登用を進めるため、ポジティブ・アクション（積極的に格差を是正する措置）に関する情報を幅広く提供します。	総務人権課
44	市の女性職員の管理職への登用	市政運営において男女共同参画を推進するため、市の女性職員の管理職への登用を促進します。また、研修等を充実させ、人材育成を推進します。	職員課
45	企業における女性の参画拡大	女性活躍の裾野を広げるため、一般事業主行動計画の策定に向けて、新たに義務付けられる企業等が行うポジティブ・アクション等の取組内容について、あらゆる機会を通じて事業主に対して周知し、円滑な施行を図ります。	産業支援課
46	職場環境改善の推進	市が行う総合評価方式の競争入札において、女性活躍推進法に基づく認定を受けた事業主を対象に加点评価することにより、事業所等における男女共同参画を推進します。	財政課
47	地域における女性の参画拡大	自治会、地域に根差した組織・団体における政策・方針決定過程の場への女性の参画拡大を図ります。	市民活動推進課

施策2 審議会等への女性の登用促進【重点項目】

No.	事業名	事業内容	担当課
48	審議会等委員の男女均等の促進	審議会等委員に女性を積極的に登用するための取組を推進し、女性比率の現状を改善して、女性委員のいない審議会等を解消します。	総務人権課

施策3 政治への参画意識の高揚

No.	事業名	事業内容	担当課
49	若者に対する啓発	18歳選挙権に合わせた啓発事業や将来の有権者に向けた若年層への選挙啓発を行い、関心を高める取組を行います。	選挙管理委員会事務局
50	市議会における取組の推進	女性や幅広い層が議員として参画し、活躍しやすい環境整備を行います。	議事課

誰もが安心して暮らせる地域づくりを目指し、男女共同参画の視点を取り入れた防災対策を進めます。さらに、さまざまな生活上の困難を抱えた人が安心して暮らせる環境を整備します。また、男女共同参画社会の実現に向け、市内における連携強化を図るとともに、男女共同参画に関する情報の積極的な周知に努めます。

■方針 1 男女共同参画の視点を取り入れた防災対策の推進

防災会議や避難所運営等への女性の参画を促進します。また、地域防災計画や避難所運営マニュアル等に女性の視点を取り入れ、防災対策における男女共同参画の周知・啓発を進めます。

指標

No.	項目名	現状値 (令和元年度)	数値目標 (令和12年度)
9	和光市 BOSAI まちづくり伝道師認定者数	38人	100人

施策 1 防災分野における女性の参画拡大

No.	事業名	事業内容	担当課
51	防災対策における女性の参画拡大の促進	男女双方の意見を幅広く取り入れるため、防災会議等における女性委員の参画拡大を図ります。	危機管理室
52	自主防災組織等における女性の参画の促進	自主防災組織や避難所運営等における女性の参画を促進し、多様な世代・立場の女性の意見が適正に反映される機会や仕組み作りに努めるとともに、女性リーダーの育成を図ります。	危機管理室

施策 2 男女共同参画の視点を取り入れた地域防災活動の推進

No.	事業名	事業内容	担当課
53	女性の視点を取り入れた防災対策の推進	市が作成する地域防災計画や避難所運営マニュアル等に男女共同参画の視点を取り入れて作成し、市民や自治会等へ周知・啓発を図ります。	危機管理室

■方針2 地域における男女共同参画の推進

男女ともに地域活動への参画を促進するとともに、仕事との両立が図れるよう、地域での子育て支援の充実に努めます。また、ひとり親家庭や高齢者、外国人等あらゆる人が安心して地域で暮らせる環境を整備します。

指標

No.	項目名	現状値 (令和元年度)	数値目標 (令和12年度)
10	家庭生活において、地域行事を「共同して分担」している市民の割合	26.8%	50.0%

施策1 地域・社会活動への参画促進

No.	事業名	事業内容	担当課
54	地域における活動の支援	自治会、地区社会福祉協議会、市民活動団体等において、男女が共に参画するために、女性に関わりやすい制度や組織作りに取り組み、地域・社会活動の支援を行います。	市民活動推進課 地域包括ケア課

施策2 地域における様々な子育て支援サービスの充実

No.	事業名	事業内容	担当課
55	子育て支援に関する情報提供の充実	子育てガイドブックや市のホームページ等の他、母子保健事業や子ども・子育て支援事業等の機会を活用し、子育て支援に関する様々な情報提供を行います。	ネウボラ課
56	保育・子育て支援サービスの充実	安心して働きながら子育てができるよう保育所等の整備を継続して行うとともに、多様な保育ニーズに応えるため、安心して子育てできる環境を整備します。	保育サポート課 保育施設課 ネウボラ課 生涯学習課
57	父親の子育て参加の推進	男性の子育て参加を促進し、男女平等の子育て環境を作るために、妊娠、出産、育児について父母が共に参加できる機会を提供します。	ネウボラ課

施策3 ひとり親家庭等の親子が安心して生活できる環境づくり

No.	事業名	事業内容	担当課
58	情報提供体制の充実	市のホームページや広報等でひとり親家庭支援制度の周知を図るとともに、ひとり親や離婚検討中の市民に対し、就労や生活、経済的な支援等の制度について周知を図ります。	ネウボラ課 保育サポート課
59	相談体制の充実	母子・父子自立支援員が、ひとり親家庭が抱える様々な課題や個別ニーズに応じて、必要なサービスにつなげるとともに継続的に相談支援を行います。	ネウボラ課
60	学習支援や進路選択に関する支援の充実	家庭の経済状況等によって、子どもの進学機会や学力・意欲の差が生じないように、学習支援や進路選択に関する相談等の支援を行います。	学校教育課 地域包括ケア課

施策4 高齢者・介護・障害者等が安心して暮らせる環境の整備

No.	事業名	事業内容	担当課
61	相談・情報提供・支援サービス体制の充実	生活全般に関わる様々な問題についての相談や、保険・医療・介護・福祉サービスの利用援助、情報提供等を行う総合的な相談・情報提供体制を整備し、高齢者や障害者の地域での生活を援助します。	長寿あんしん課 社会援護課

施策5 多言語に対応した生活環境の整備

No.	事業名	事業内容	担当課
62	外国語による情報提供等の行政サービスの充実	外国人が安心して暮らせる環境の整備として、日常生活において必要な情報を、やさしい日本語や外国語で表記し、誰もが行政サービスを受けられる体制づくりを整備します。	総務人権課

■方針3 男女共同参画の推進体制の整備・強化

男女共同参画社会の実現において、行政の果たす役割は大きいことから、庁内における連携体制の強化に努めるとともに、和光市男女共同参画推進条例等の周知等を行い、率先して男女共同参画を推進します。

指標

No.	項目名	現状値 (令和元年度)	数値目標 (令和12年度)
11	和光市男女共同参画推進条例を「知っている」人の割合	36.1%	70.0%

施策1 男女共同参画行政の推進【重点項目】

No.	事業名	事業内容	担当課
63	和光市男女共同参画推進条例についての周知	パネル展の開催等において、和光市男女共同参画推進条例の周知に努めます。また権利が侵害された場合の相談窓口、救済機関等について、周知を行います。	総務人権課

施策2 庁内における男女共同参画推進体制の強化

No.	事業名	事業内容	担当課
64	庁内連絡会議を通じた相互の連絡調整及び総合的な施策の推進	男女共同参画庁内連絡会議を通じて、各課所等との連携を図り、全庁的に男女共同参画推進体制を強化します。	総務人権課



